

中国憲法学の動向と課題<sup>※1)</sup>

韓 大 元 ※※

西 村 幸 次 郎 訳 ※※※

- I 中国憲法学の歴史と再考
- II 中国憲法学の動向
- III 中国憲法学の課題

## I 中国憲法学の歴史と再考

## 1 20世紀中国憲法学の歴史的変遷

憲法学が一つの知識体系および理論体系として中国に生まれ、発展してから既に百年の歴史があります。憲法学の発展は、中国社会の法制化における社会背景と歴史過程とを記載しています。中国憲法学の歴史的起点は19世紀末から20世紀初頭にかけてになります。中国の社会的、歴史的条件の特殊性ゆえに、憲法学の誕生と発展は、学問体系に必要な客観的条件と環境とがまだ十分に成熟していないという条件のもと、現実の権力関係と社会関係とを調整する必要に応じて出現したもので、当初は理論の専門性が乏しく、知識と理論の累積の過程が比較的長かったです。中国憲法学の発展の過程を回顧する際に、まず理論上、一つの觀念問題を解決しなければなりません。すなわち、憲法の階級性と憲法学の有する社会価値の間の合理的関係についてです。中国社会の発展の異なる歴史段階において、憲法学の持つ理論成果の間には客観的、自然的な歴史の連続性が存在して

---

※ 本講演は2001年11月20日、一橋大学本館特別応接室でおこなわれたものである。本講演の経緯、並びに講演者の略歴・業績については末尾の訳者あとがき参照。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第1巻第2号2002年6月 ISSN 1317-0388

※※ 中国人民大学法学院教授

※※※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) 厳格な意義から言えば、憲法と憲法学は異なる命題であり、両者は価値体系、存在方式及びその機能において異なる特徴を有する。本稿においては、筆者はただ論述の便宜上、二つの命題を同一レベルの問題として分析を進めたい。以下に述べる憲法学は實際上、憲法問題を含む。

おり、このような連続性は憲法文化の共通の背景を基礎にしたもので、単純に憲法の階級性をもって憲法学の知識体系の価値を否定することはできません。

新中国成立以前の憲法学の発展過程は、次のような段階を経ています。すなわち、憲法学理論の輸入期(1902—1911)、憲法学理論の形成期(1911—1930)、憲法学理論の成長期(1930—1949)です<sup>2)</sup>。初期の中国の憲法学理論は、西洋の憲政文化の紹介と伝播の中で形成されたもので、中国と西洋の文化の衝突と矛盾の中で、憲法学は社会発展の過程に影響を及ぼし始めます。初期の改良派思想家の宣伝と研究を通じて、西洋の憲政理論は次第に中国に導入されました。特に、清朝末期に西洋諸国に使節を派遣し、憲政を考察させた動きは、中国人の西洋憲政を理解する道を客観的に広げたもので、重要な学術的価値があります。輸入期を通じて、まず西洋の憲法理論を基礎とした20世紀憲法学の知識体系が一応確立しました。中国人が憲法観念に接触し、理解したのは、この輸入期に始まります。辛亥革命以後、中国憲法学は複雑な社会環境の中で、その形成期に入りました。この時期、孫文が提起した五権憲法理論は、主体意識を持った中国憲法学の形成を示しており、憲法学者たちは憲政と文化価値の相互関連に注意し、かつ、中国文化の価値に注目しはじめ、文化価値をもって憲政価値の普遍性を解釈することを試みるのですが、これは憲法学が単純な輸入から、主体的に創造するという段階へ入ったという重要な指標です。20世紀の30年代に至って、中国憲法学は複雑、多様な社会条件のもと、曲折した発展の時代的特徴を示し、その理論の現実的価値は更に明らかとなりました。特に、新民主主義憲法理論の誕生は、憲法学の研究領域を更に拡大し、一定程度、憲法理論の科学化と現実化とを促しました。新民主主義憲政の実践は、限られた範囲内で実現されましたが、ソ連の憲法制度と理論の紹介を通じて、中国においてマルクス主義憲法学理論が確立するために必要な基礎を築きました。この時期はソ連の先進的憲法理論を紹介する以外に、我が国の何人かの進歩的な学者たちは、困難な環境のもとで、中国の社会発展の過程において生じた憲法問題を研究し、憲法理論の体系化のために有利な条件をつ

---

2) 韓大元「中国憲法学—20世紀的回顧与21世紀展望」(張慶福主編『憲政論叢 第1巻』法律出版社、1998年4月)87頁。

くりました。つまり、新中国成立以前の憲法学は、研究内容、方法、体系および理論価値等において、未成熟状態から成熟状態への歴史的発展の過程を示しており、憲法学が豊富な社会的価値を有していたものであることは肯定されるべきで、「新中国成立以前の半世紀余りを見渡すと、憲法学は一つの学問として我が国において次第に形成されつつあり、かつ初歩的な発展を遂げた。もちろん、時代の制約により、我々は歴史の基準をもって求めることができるのみである。もし、純粋に反動統治のために宣伝されたものを取り除けば、大部分の教材、専門書および訳書は当時の歴史的条件下において社会的価値を有するものであった、ということができる」のです<sup>3)</sup>。

建国以前、中国憲法学研究の主要な成果を概括すると、まず第一に、中国と西洋の文化の激しい衝突と矛盾の中で西洋の憲政理論を移植し、中国の伝統政治体制の変革に一定の活力を注ぎ入れ、社会変革を一定の条件下において憲政的価値を有するものにしました。第二に、異なる歴史時期において、中国憲法学は各種の複雑な社会問題に直面し、憲法学の政治性と学術性との間に合理的な調和を見いだすのが困難でありながら、しかし、憲法学発展の過程において多くの学者は、分析を加えずに西洋の理論をそのまま援用したのではなく、意識的に、もしくは無意識的に伝統文化の憲政体制における合理的な機能を強調し、憲法学理論の本土性〔1〕を保とうとしました。第三に、憲法学そのものの学問体系を基本的に確立したことです。建国以前の憲法学は、憲法基本原理、憲法学特定テーマ研究、憲法学術史研究、比較憲法学研究、憲法学教育等の方面において学問体系を確立し、中国憲法学の内容を豊富、多様なものとし、憲法学の更なる発展のために豊富な資料と研究構想を提供しました。もちろん、建国以前の憲法学の研究成果を評価するとき、私たちはその歴史的な制限についても指摘しなければなりません。すなわち、憲法学には内発的な発展の要素が乏しいために、憲法学を移植、発展させるとき、明らかな実用主義の傾向を生じ、いまだに全体的に立憲主義の価値体系と関連する原理を理解、把握することができず、そのため、憲法学の学術的価値に、しかるべき重視と発展を得られなかったのです。

3) 許崇徳主編『中国憲法』(中国人民大学出版社、1994年) 7頁。

新中国成立以後、憲法学は社会科学の重要な構成部分となり、憲法理論の価値は日に日に社会的関心と重視を受けるようになりました。憲法学の草創期（1949—1957）、憲法学の曲折発展の時期（1957—1965）、憲法学の停止時期（1966—1976）、憲法学の回復と発展時期（1978—現在）を経て、中国憲法学はもともとあった憲法学理論の遺産の上に次第に成熟し、既に中国社会の発展過程に直接的な影響を及ぼす理論と知識体系に発展しています。概括して言えば、新中国の憲法学研究の進展は、主に次のように表現できます。第1に、憲法学理論の学術価値は、社会の広い承認を得ており、法治国家建設に必要な不可欠な要素および実現の条件を構成していることです。歴史を再考する過程において、人々は次第に憲法が社会発展にもたらしている影響および直接的な推進作用を認識しています。特に、82年憲法の制定以後、憲法および憲法学の価値は、社会の異なる階層の関心と重視を集め、多様化した憲法学の価値体系を形成しました。第2に、比較的完成された憲法学理論体系を作り上げたことです。50年代からソ連の憲法学体系を導入し、80年代に至って憲法学体系の刷新と調整を行いました。特に、90年代に伝統憲法学体系の再考を通じて、現在、一定の条件下で憲法学知識体系を取り入れ、かつ、憲政実践の要求を反映した体系を確立しました。現在の憲法学体系にはまだ思うに任せない点が存在しますが、中国社会発展の実際状況から見て、全体的に実際生活の必要に適応したものであり、その体系には憲法基本原理、憲法の確定した国家の基本制度、基本的権利及び基本的義務の価値体系、国家機構の組織と活動等、の4つを含んでいます。第3に、憲法の社会変革への適応メカニズムが基本的に確立し、憲法の実践機能が強化されたことです。80年代から、中国社会の発展に大きな変化を生じ、実践において政策決定者たちは憲法によって国家を治めることの重要性を直接的に認識し、社会変革の価値と憲法規範の価値を調和させ、憲法をして社会発展に適応するための異なる形式を探求せしめたのです。たとえば、憲法修正案形式の運用、憲法慣例の確立、憲法改正権の合理的確定などの側面について、一定の経験を蓄積しました。第4に、憲法制度の発展と国家の政策決定の過程における憲法学者の役割が重視されるようになりました。80年代から、憲法の改正、憲法性の法律の制定および改正、特別行政区制度の確立と運用、地方立法の発展などの側面において、憲法学者は重要な役割を発

揮し、既に国家の政策決定に参与するための重要な力となりました。第5に、実践において、ますます多くの人が憲法の価値を認識し、憲法学研究者の層は幾度かの調整の後、充実と発展を遂げたことです。憲法学理論の魅力は歴史的使命感を有する一群の青年学者を引きつけました。憲法学の修士・博士の育成システムは既に形成され、多くの中青年の憲法学者が急速に育ち、憲法学研究の中堅的力になっています。こうした学者達が参加することによって、かつて停滞していた憲法学理論界に、生氣と活力が吹き込まれることになりました。

## 2 再考

中国憲法学理論の研究の現状を評価するとき、私たちは理性的、客観的な分析方法を確立し、社会实践の変化の中から憲法学研究の歩んできた過程を詳細に観察し、真摯に経験教訓をくみ取り、再考の基礎の上に中国憲法学界の将来の発展の趨勢を展望する必要があります。中国の憲法学理論研究に存在する問題について、学者たちの観察の角度は異なり、まとめの方法が異なります。多くの学者は現在の憲法学研究の状況に満足しておらず、各種の改善の意見を提出しています。全体的に見ると、憲法学理論研究は、中国の社会発展の必要にまだ適応できておらず、実践の発展のために理論的根拠を提供するまでに至っていません。憲法学理論の研究が社会の実践に遅れていることは、一人一人の歴史的使命感を持つ学者が広く感じている現実問題です。その問題は主に次の諸点にあります。第1に、憲法学基礎理論の研究が非常に薄弱で、まだ完全な範疇の体系と理論構成が形成されていないことです。社会変革の現実直面し、憲法学がもともと有していた理論は、憲法現象を説明する概念と必要な認識手段に乏しく、憲法学と社会現実との間に距離を作り、そのため憲法学理論自身に固有の社会的影響力を弱めました。基礎理論研究の薄弱さは、憲法が社会生活の機能を調整するのに影響を与えるだけでなく、全体の憲政実践の行為にも影響を及ぼします。第2に、学者が不断に憲法学の学問体系問題を研究していますが、中国社会の現実の特徴を反映するものであること、具体的に憲法現象を解釈する理論には極めて限界があること、憲法学理論の開拓と運用の過程において、人々の我が国の社会現実に必要な認識が欠乏していること、西洋の憲法理論を過度に紹介、運用し、知らず知らずのう

ちに中国の実際の憲法学の思考方式を離れ、西洋の憲法理論が、若干の人が中国の憲法現象を評価、分析する際に参照する主要なものとなっていることを認識しなければなりません。第3に、憲法学の学術性と政治性の問題において、学術性の価値を尊重することが、学者たちが自覚して追求している目標となっているが、具体的な研究過程において学術性の価値は、往々にして政治の現実の不規則な運用の影響を受け、その機能は手段としての性質が濃厚であります。第4に、研究の方法において、静態的な研究方法がまだ主導的な地位を占め、解釈的、静態的な研究が学者の研究視野に影響を及ぼしています。第5に、憲法が訴訟領域にまだ入っていないので、社会主体が現実の生活において憲法のもたらしている価値を全面的に感じとるのが難しく、主体と憲法が乖離状態にあることです。第6に、近年来、外国の憲法学理論と学説の訳書や論文が増加していますが、全体的に言うと、憲法学理論の精神は十分に開放的とはいえ、いまだ憲政理論と実践過程において外国の憲法理論を比較、参照することができないということがあります。また、研究において、西洋の憲法理論を偏重し、既に世界の憲法文化において重要な影響を生み出した非西洋の憲法理論に対し、しかるべき重視をせず、外国憲法理論の研究に明らかな不均衡が存在しています。

## II 中国憲法学の動向

中国憲法学に対して歴史経験の総括と再考を進める基礎の上に、中国の憲法学者は、国際化の背景の中で憲法の価値を詳細に見ることから、憲法学の価値の豊かな観点を提起しました。現代中国の法制発展の過程において、憲法学問題は既に全社会の広い関心事となり、社会实践において解決が急がれる核心問題となったとすることができるでしょう。近年来の憲法学発展における動向は、主に以下のようなものです。

### 1 中国の社会変革と憲法学の役割

現代中国社会はまさに大きな社会変革と転換の時期にあり、社会生活は複雑性、不確定性と各種の偶然性の要素を呈しています。法治の理想と社会的現実の間に

は既に相互調和の要素があり、また同時に大量の衝突と非理性的な要素とが存在しています。憲法と社会的現実の間の衝突は、憲法が法治社会において持つべき権威を損ない、社会主体の憲法に対する尊重と共通意識を容易に損ないます。社会の転換の過程において、合憲性、合法性および社会の正当性の関係は、常に不確定と緊張関係の中におかれています。各種の利益関係において相互の衝突が生じたとき、いわゆる正当性の価値は、容易に社会の現実において既に確立した合憲性の基礎を侵害し、憲法の価値体系を破壊します。各種の主体の利益の均衡を保つためには、憲法を核心として確立した共通意識を形成し、社会変革における憲法の合理的地位を確定する必要がある、憲法の利益調整機能を発揮させ、社会の構成員によって広く公認された憲法尊重の体系を確立することが必要です。社会変革において憲法学の合理的役割を追究することは、現在の憲法学発展において出現した普遍的な傾向です。

## 2 中国憲法学の動向<sup>4)</sup>

### (1) 憲法学の政治性と法律性

近年来、中国憲法学の発展において、憲法学の政治性と法律性との間の関係は、広く学者の関心を集めている問題です。これまで長い間、憲法は政治性に満ちた規範とみなされており、ただ盲目的に政治の必要のために奉仕し、憲法の政治化の構造を作り出してきました。中国憲法の発展を再考するとき、学者は一般に、政治化されすぎた憲法学は憲法の権威を確立するのに不利であり、権力関係を調整するのに不利であり、更に人権を保障するのに不利であると感じています。憲法学の政治性と法律性との間の合理的な関係を確立するために、一部の学者は憲法の法律性問題の研究に一貫して力を注ぎ、大きな進展を成し遂げています。憲法は、その本質上法律であり、法律の一般的な特性を持っています。それは政治の必要を反映しているとはいえ、一旦憲法規範に形成されると、政治権力の運用をコントロールし、制約する機能を持ち、決して政治上の必要性に左右されませ

4) 中国憲法学発展の動向に関する最新の参考書としては、徐秀義・韓大元『現代憲法学基本原理』(中国人民公安大学出版社、2001年)、楊海坤主編『跨入新世紀的中国憲法学—中国憲法学研究現狀与評価』(中国人事出版社、2001年版)がある。

ん。憲法の法律性を強化することは中国憲法学発展の重要な趨勢です。

## (2) 憲法と依法治国 (法によって国を治める)

1999年3月5日、第九回全国人民代表大会第二回会議は、憲法修正案を審理・採択し、現行憲法の第5条に「中華人民共和国は法によって国を治め、社会主義法治国家を建設する」という項目を追加しました。この規定は實際上、「依法治国」が憲法上の効力を有することを確立したものです。憲法と依法治国との関係を研究するとき、憲法学者は「依法治国は實際上、依憲治国（憲法によって国を治めること）である」という観点を提起し、かつ、社会的な公認を得ました<sup>5)</sup>。学者の解釈によると、依法治国の中の「法」とは、まず憲法を指す、すなわち、依法治国は本質上、憲法によって国を治めるということであり、憲法は依法治国の最も重要な拠り所であり、依法治国はまず憲法の範囲内において進め、それによって憲法が社会生活のあらゆる領域において有効性と拘束性を具有することを保証するものとされます。法治の目標を実現しようとするなら、そのカギは憲法の実施を保証し、憲法の最高権威性を確立することにあります。現在、中国法制の発展において生じた多くの問題は、憲法がいまだにその最高の地位を確立できずにいることと関係しています。このため、憲法と依法治国との間に良い相互作用の関係を確立することが、法治の目標を実現する重要な内容です<sup>6)</sup>。

## (3) 憲法規範価値と社会変革価値の衝突 (良性違憲論争)

1996年と1997年に中国憲法学界に良性違憲に関する論争が起こりました。これを提起した郝鉄川教授によると、違憲には良性と悪性の区別があり、良性違憲とは、国家機関のある行為がそのときの憲法条文に違反してはいるが、人民の根本利益と符合しているもの、というものです。良性・悪性を検査する基準には二種類があります。一つは、生産力の発展に有利であるという基準、二つは、国家と民族の利益の保護に有利であるという基準です。これに対し、童之偉教授らは反対意見を提起しました。「良性違憲」は肯定するべきではない、良性違憲と「悪

---

5) このような観点を論述する主な論文に、劉霞「憲法実施与依法治国関係探析」(『現代法学』2000年第3期)、莫紀宏「依憲治国是依法治国的核心」(『法学雜誌』1998年第3期)がある。

6) 楊海坤主編・前掲書、73頁。



性違憲」との間には実質的な区別が存在せず、悪性違憲より更に恐るべき場合すらある、と考えたのです<sup>7)</sup>。討論において、学者はまず憲法規範と社会生活の間に衝突と矛盾とが存在することを肯定しましたが、その衝突と矛盾をいかに解決するかという方法について、大きく意見が分かれました。討論において多くの学者が良性違憲の主張に反対しました。改革開放において生じた規範と現実の衝突は、憲法解釈と憲法修正を通じて解決でき、法によらない解決を望んではならず、憲法自身の機能を十分に利用するべきであると考えたのです。中国憲法発展の主要な教訓は、規範意識を軽視し、社会政治の必要を一面的に強調し、意識的もしくは無意識的に憲法規範を軽視する潜在意識を作ってしまう、規範が現実にもその地位を譲ることに慣れてしまうことです。

#### (4) 憲法の司法的適用（憲法の司法化）

今年、中国憲法学の関心を特に集めているのは、憲法の司法的適用、すなわち、憲法の司法化問題です。長らく歴史と現実の原因で、中国憲法と司法は乖離状態となっており、憲法が訴訟の領域に入っておらず、更には有効な憲法訴訟制度を確立していません。研究を経て、憲法を訴訟領域に入れる正当性を提起する学者もあります。憲法が法である以上、法律効力を有するべきであり、法律効力は司法効力として表現されるので、憲法自身は訴訟可能性を有しており、一般の立法は憲法に替わることはできないと考え、また、憲法が訴訟領域に入り込むことは、最終的に法治を実現する上での重要なポイントであり、本当に法治を実行できるかどうかの試金石であって、政治体制改革のカギと考えられているのです<sup>8)</sup>。2001年8月13日、最高人民法院は次のような回答をしました。すなわち、「姓名権を侵害する手段によって、憲法が保護する公民の教育を受ける基本権利を侵害するのは、民事責任を負うか否かに関する回答」です。ここで最高人民法院は、憲法条文に依拠して民事責任を負うべきとの回答をしました。この回答は全社会に大きな反響を呼び、学术界と実務界において激しい討論が行われました。ある

7) 関連論文に次のようなものがある。郝鉄川「論良性憲法」(『法学研究』1996年第4期)、童之偉「良性憲法不宜肯定—対郝鉄川同志有關主張的不同看法」(『法学研究』1996年第6期)、韓大元「社会変革与憲法的適応性—評郝、童両先生關於良性違憲的争論」(『法学』1997年第5期)。

8) 王振民「我国憲法可否進入訴訟」(『法商研究』1999年第5期)。

学者は、最高法院の回答は憲法解釈に属するもので、一種の越権行為と考え、「教育法」に依拠して判決すべきであって、憲法によるべきではないと考えました。別の学者は、この回答は積極的な意義があり、中国憲法の司法化の重要な課題を提起したもので、憲法実施に有利なものと考えました。現在このような二つの観点の論争はまだ継続中です。この論争が関係している憲法問題には、主に基本権利の効力を如何に理解するか、法院は案件を審理するとき憲法を適用できるか否か、法院による憲法の適用は人民代表大会制度と矛盾するかどうか、ということです。

#### (5) 憲法保障機構問題

憲法保障機構は中国憲法学界が常に関心を持ってきた問題であり、近年来積極的な研究成果を上げています。憲法監督機構モデルの問題について、学者は各種の方案を提起しました。主要なものは、単一憲法監督制と複合憲法監督制の二つの考え方です。単一憲法監督モデルの具体的な方式は、現行の全国人民代表大会法律委員会を憲法・法律委員会に改め、憲法監督の職能を増やすこと、法律委員会を違憲審査機構にし、法制工作委員会によってその活動機構とすること<sup>9)</sup>、憲法監督の専門委員会、たとえば、全国人民代表大会に専門委員会的性質の「憲法監督委員会」を設立したり<sup>10)</sup>、最高権力機関内部に人民監督委員会と監督機関を設立したりすること<sup>11)</sup>、全国人民代表大会常務委員会の下に憲法実施と憲法解釈の監督を助ける活動委員会を設立すること<sup>12)</sup>、現行体制を突破し、専門の憲法院を設立すること<sup>13)</sup>、全国人民代表大会の下に全国人民代表大会常務委員会と並行して憲法委員会を設立すること<sup>14)</sup>、などです。複合憲法監督機構には主に次の三つの方案があります。全国人民代表大会の下に憲法委員会を設立し、最高法院の下に違憲審査法廷を設立し、それぞれ非訴訟の事前審査と違憲侵權訴

9) 苗連堂「關於設立憲法監督專責機構的設想」(『法商研究』1998年第4期)。

10) 程湘清「關於憲法監督的幾個爭議的問題」(『法學研究』1992年第4期)。

11) 張慶福主編『憲法學基本理論』(社会科学文獻出版社、1999年版) 960~968頁。

12) 王叔文「論憲法實施的保障」(『中國法學』1992年第6期)。

13) 王克穩・吳慶榮「我國憲法實施保障的思考」(『法學天地』1989年第4期)。

14) 費善誠「試論我國違憲審查制度的模式選採」(『政法論壇』1999年第2期)。

訟附帯性審査を行うこと<sup>15)</sup>、全国人民代表大会およびその常務委員会と普通法院憲法法院により共同して憲法監督権を行使すること、中国複合憲法監督制度の構造を三つの段階に分けること、すなわち、第一段階では、憲法監督委員会を設立し、第二段階では、立法機関と相対的に独立した憲法院によって構成し、憲法監督委員会を専門委員会として継続して存在させ、第三段階では、憲法監督を有効な専任の新型監督モデルに発展させること<sup>16)</sup>、です。以上に述べた各種のモデルはそれぞれ一定の合理性を持っています。ただ、現在の状況からすると、全国人民代表大会の下に、憲法委員会（或いは憲法監督委員会）を設立することが憲政体制と実際の発展の要求に比較的符合しています。

#### (6) 憲法の人権保障機能

人権問題は近年来、中国法学界で最も関心を集めている理論と実践の問題です。学者は異なる角度から、人権の道德基礎、人権の哲学基礎、人権と憲法の関係、人権と主権、人権の普遍的価値と特殊の価値、人権の制限の目的と基準、人権と憲法文化などを研究してきました。憲法学研究の領域において、学者は伝統的な基本権利体系に対して、再考と思考を進め、基本権利の範囲を拡大する主張を提起しました。主要な観点に次のようなものがあります。基本権利は一般的効力を有すること、憲法改正を通じて移転の自由権、ストライキ権を規定すること、憲法は公民個人の財産権の保障を強化するために、ある学者は、憲法に「私人の財産は神聖にして侵すべからず」の原則を規定すべきであると提案しました。公民の表現の自由方面の立法を早め、憲法規定を具体化することなどです。人権規約に加入してから、憲法が規定する基本権利と人権規約の調和問題もまた目下関心を集めている問題です。

#### (7) 憲法学の研究手法

憲法学の成熟は多くの場合、研究方法の科学性によって決まります。長らく、憲法学を研究するとき、階級分析方法が主導的な研究方法の地位を占め、憲法現象を階級現象と解釈し、憲法のイデオロギー性を一面的に強調し、憲法の公共性

15) 包万超「設立憲法委員会和最高法院違憲審查庭并行的複合審査性」(『法学』1998年第4期)。

16) 李中『憲法監督論』(社会科学文献出版社、1999年6月版)。

をおろそかにしてきました。近年来、憲法現象の分析において、学者は研究方法を改めることに注意し、伝統的な研究方法の限界性を提起しました。提起された新しい研究方法には、社会権利（法権）研究方法<sup>17)</sup>、規範分析、心理分析および比較分析方法があります。憲法学研究は経済分析の方法を取り入れる必要があるとし、経済—憲政の全方位的思考から憲政の経済性とそこに含まれている経済的ロジックを認識するもの<sup>18)</sup>、社会学の分析方法を伝統的な憲法学理論に導入し、憲法学理論の方法論における革新を推し進めるもの<sup>19)</sup>、機能と総合の方法を採り、理論手段と実際の憲法現象分析の一致性を形成しようとするもの<sup>20)</sup>、などです。憲法学研究方法の刷新は、学者が憲法の特異性から出発して異なる領域の憲法現象を提示するのに有利なものであって、憲法学の発展に方法論的基礎を提供しています。

#### (8) 憲法学の国際化と本土化

国際化は現代憲法学発展の重要な趨勢です。異なる文化の衝突と融合の中で憲政の特異性を保持することは、一民族が国際的な大家族の中で平等な地位を獲得するための重要な条件です。中国憲法学の国際化は主として次の点に表現されます。すなわち、中国憲法学の国際憲法学会における学術的地位が、中国の国際社会における地位に適應すること、憲法学の国際化の趨勢が憲法学者に人類社会発展の将来に関心を払って、世界発展という高度な視点から憲法が直面している問題を思考することを要求していること、憲法学の国際化の趨勢が各種のルートで国外の憲法学の研究動態を理解することを通じて比較憲法学の研究を強化することを要求していることです。学者は憲法学の国際化の趨勢を強調すると同時に、憲法学の本土化の価値問題を強調し、憲法文化の多様性の角度から各種の憲法理論を觀察し、憲法学の主體的意識を確立し、外国の憲法理論を学習すると同時に、積極的に本国の憲法理論を開拓し、自己の憲法學派を形成することを考えています。憲法學理論の研究において、ある学者は、私たちは非西洋国家の憲政経験

---

17) 童之偉「憲法研究方法的改造」(『法学』1994年第9期)。

18) 鄒平学「經濟分析方法對憲政研究的導入芻議」(『法制与社会發展』1996年第1期)。

19) 楊利敏「衝突功能主義的憲法學啓示」(『政治与法律』1998年第2期)。

20) 韓大元「面向21世紀的中國憲法學」(『法學家』1999年第5期)。

を高度に重視し、現有の憲法理論の体系において、非西洋の憲法理論の内容を大いに発展させ、中国憲法学体系と基本理論の枠組みを、転換期にある中国社会により適応させる必要があり、中国の本土性を強調し、また世界憲法学発展の潮流に適応する必要があると考えています。

このほか、憲法と条約の関係、一国両制問題、立法法と憲法の関係、憲法とWTOなども憲法学界において広く関心を集めている問題です。

### Ⅲ 中国憲法学の課題

将来の中国社会の発展過程において、憲法学問題は、日に日に人々の関心を集めており、様々な課題を解決する必要があります。

#### 1 中国憲法学発展の背景

中国憲法学の研究は新しい背景のもとに進行しており、時代の特性が研究課題に新しい意義を与えています。現在、中国憲法学発展の背景を構成する主要な要素となっているのが、WTOへの加盟、人権規約の批准、現代科学技術の発展および西部開発です。WTO加盟がまず直面しているのは、民法、経済法問題ではなく、憲法問題、つまり、WTOの規則と憲法を調和させる問題です。人権規約への批准と加入は、憲法の発展に新たな課題をもたらし、憲法規定の基本権利体系を新たに調整する必要が出てきました。現代科学技術の発展と西部大開発政策の実施は、實際上、憲法政策の問題でもあり、各種の課題の背後に存在する事実関係を具体的に理解する必要があります。

#### 2 中国憲法学の課題

1. 中国憲法学発展史の基礎の上に更に憲法制定史、憲法改正史の研究を強化し、歴史発展の角度から憲法学の地位と機能を取り上げることです。百年の憲政史に対する系統的研究は、私たちが中国憲法学の形成した歴史過程を思考し、その主体的意識を明確にし、中国憲法学を確立する助けになります。中国憲法発展史、中国憲法学説史、中国・西洋憲法文化交流史などの課題は、私たちが真

剣に研究する価値があります。

2. 憲法を一種の道具とみる考え方から憲法価値を実現することを目標とする考え方へ転換し、価値体系と目標の上から憲法の機能を理解し、憲法を一種の道具と見る考え方や実用主義の観念を克服し、科学的な憲法観を確立することです。
3. 憲法の運用メカニズムの研究を強化し、すみやかに憲法規範と社会生活の衝突を解決することです。憲法の運用メカニズムの問題は、既に社会的な関心事になっており、研究すべき具体的な課題としては次のようなものがあります。すなわち、憲法が司法の領域に入り込むルートを探求し、中国の実際に適応した憲法訴訟制度を確立すること、憲法保障機構を確立し有効に違憲問題を解決すること、憲法手続きを完成し政策決定の憲法基礎を強化すること、です。そして、規範と現実生活の衝突を解決するためには、具体的な解決方式において、「憲法改正型」モデルから「憲法解釈型」モデルに転換し、憲法の解釈機能を十分に発揮し、憲法改正権の行使を慎重にすることです。
4. 合理的に憲法と執政党との関係を調整し、「党は憲法と法律の範囲内において活動する」の原則を実行し、党の活動に明確な合憲性の基礎があるようにすることです。依法治国の要求に基づき、憲法をもって執政党の活動を規定し、党内の民主化を通じて、国家の民主化を一步一步進めていくのです。憲法と中国政党制度の研究は、将来の中国憲法学の重要な研究課題です。
5. 具体的な憲法制度の発展において研究すべき課題は、議会制度発展の総体の趨勢から系統的に中国人民代表大会制度の特徴と機能を研究し、人民代表大会の利益調整の過程における地位と作用を際立たせ、選挙制度の更なる民主化問題を研究し、これをもって政治体制改革の出発点とすること、合理的に中央と地方の関係を調和させ、中央と地方の合理的な分権の境界を研究すること、です。
6. 人権問題は憲法学研究の中心的課題です。既にある研究成果の基礎の上に人権の憲法保障を強化し、人権立法を完成させ、人権の価値を社会生活のあらゆる領域において実現することです。特に、既に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准し、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」

の批准を準備している背景のもと、憲法と人権規約の相互関係から人権を研究することは、非常に重要な課題です。

7. 科学的な憲法学理論の基礎理論の体系を確立し、憲法学の学問意識と規範意識を打ち立て、憲法学理論の科学性を発展させること。
8. 憲法学研究の方法上、多様化、総合化の研究方法を一層提唱し、構造分析と定量分析を強化し、方法論を規範化し、更なる具体化のための方法論を確立すること。
9. 公民の憲法意識を高め、全社会において憲法を尊重し擁護する風潮を形成し、憲法を公民の日常生活に身近な規範とすること。
10. 国際化、グローバル化の背景の中で、中国憲法学界と世界の憲法学界、とりわけ周辺国家の憲法学界との交流を更に推進し、憲法学の交流を基礎に、法律文化共同体を打ち建てることです。

#### 訳者注

〔1〕人類学と社会学の分野で、「本土化」をめぐる大討論が1980年代に起きたことがあり、西側の理論・思考方法・研究手法を模倣するのではなく、中国の現実に立脚したそれを打ち立てよう、というもののようである。グローバル化が進み、欧米留学経験者が影響力を強め、またWTO加盟によって国際慣習とルールへのリンクが強調されるなかで、マルクス主義の「本土化」が毛沢東思想となったのを手本として、いろいろな分野で「本土化」が提唱されている。本稿では、「本土性」の他に、「本土化」も使われているが、国際化の流れの中で自国の状況に適した中国憲法学の発展の道を主張している。

#### 〔訳者あとがき〕

中国人民大学法学院の韓大元教授（中国憲法・比較憲法）は、2001年11月19日から23日の期間、一橋大学国際学術奨励金による外国人招聘研究員として来学され、講演「中国憲法学の動向と課題」（特別応接室）及びセミナー（佐野書院、国際交流会館）を通して、学術交流を行った。

公私にわたり多忙の中、中国憲法学の基本問題に関する貴重で有益な講演を頂いた韓大

元教授に厚く御礼を申し上げたい。本稿は、その際の講演記録である。講演は日本語によりなされたが、正確を期すために、用意された中国語原稿に基づくとともに、日本語原稿を参考にして訳し直している。

以下は、韓大元（Han Dayuan）教授の略歴及び主要な業績である。

1960年吉林省に出生、1984年吉林大学法学部卒業、1987年中国人民大学法学院修士課程修了、1994年中国人民大学法学院法学博士の学位取得、この間1990年から1991年にかけて京都大学に留学。中国人民大学法学院の講師、副教授を経て、現在、教授、副院長、博士課程の指導教官。また、中国法学会理事、中国憲法学会理事・事務局長、北京市法学会常務理事を務める。単著に『亞洲立憲主義研究』（中国人民大学出版社、1996年）、『東亜法治的歴史と理念』（法律出版社、2000年）、共著に『当代人権保障制度』（中国政法大学出版社、1993年）、『中国憲法の理論と実際』（成文堂、1996年）、『憲法学』（法律出版社、2000年）、『現代憲法学基本原理』（中国人民公安大学出版社、2001年）、編著に『比較行政法』（中国人民大学出版社、1998年）、『新中国憲法発展史』（河北人民出版社、2000年）、『外国憲法』（副主編、中国人民大学出版社、2000年）などがある。